

## 令和元年台風第19号により被災された方へのお知らせ

運転免許証の有効期間が令和2年3月31日まで延長されます。

氏名	日本花子	昭和50年 9月 10日生
住所	熊本県〇〇市△△町□□	
交付	平成26年 9月10日 12345	
有効期間	令和元年10月10日まで有効	
免許の条件等	優良	
番号	第 123456789000 号	
二種	平成05年07月01日	大型 普通 大特 大倉 可
他	平成07年08月10日	中型 原付 大 中 二
三種	平成14年09月20日	小型 特

運転免許証  
〇〇〇〇 公安委員会

有効期間の末日(左の場合、令和元年10月10日)が、

令和元年10月10日から令和2年3月30日までの方

については、令和2年3月31日まで運転することができます。

(令和2年3月31日までに更新手続きをしてください。)

### 対象となる方

- 1 宇都宮市、足利市、栃木市、下野市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、小山市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、壬生町、上三川町、塩谷町、茂木町、市貝町、高根沢町、那須町、那珂川町にお住いの方
- 2 真岡市、芳賀町、益子町、野木町にお住いの方で、台風19号の被害に遭われた方

※1 今回、災害救助法が適用された市・町は上記1の区域で、これは令和元年10月20日現在です。

※2 上記1及び2の区域外にお住いの被災者の方も対象となる場合がありますので、最寄りの警察署又は運転免許センターにお問い合わせください。

※3 運転免許証の更新以外の手続きについても、同様の措置がとられています。

※4 令和2年3月31日直前は、更新手続きのため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。

# 台風19号で運転免許証を亡失等された方へ

令和元年10月17日  
警 察 庁

台風19号の被害に遭われ、運転免許証を亡失等した方は、運転免許証の再交付を受けることができます。詳しくは、都道府県警察の担当窓口まで御相談ください。

## 運転免許証の再交付

- 運転免許証を亡失・滅失した場合には、**罹災証明書が無くとも**、申請窓口で被災状況をお伝えいただくことにより、運転免許証の再交付を受けることが可能です。
- **他県に避難された方**が運転免許証の再交付を申請される場合には、**住民票の写しが無い場合**でも、避難先に同居する家族や親戚のほか、避難先の施設の責任者やホテルの支配人等による**居住証明書**（下記の記載例参照）と、その**証明をした方の身分証明書の写し**により、再交付を受けることが可能です。

（記載例）

同居の家族等による居住証明書

### 居住証明書

私の長男日本太郎は、この度の台風19号により、令和元年〇月〇日から私の自宅に同居していることを証明します。

令和元年〇月〇日  
住所 〇県×市△町1-2-3  
氏名 〇 〇 〇 〇

避難先の施設等による居住証明書

### 居住証明書

日本太郎様は、この度の台風19号により、令和元年〇月〇日から〇〇〇施設に居住していることを証明します。

令和元年〇月〇日  
職業 〇〇〇施設管理者  
氏名 〇 〇 〇 〇